

入札参加資格登録業者 各位
（「建設工事」ご登録の方）

会津若松市長 室井照平
（公印省略）

会津若松市元請・下請関係適正化指導要綱の一部改正について

このことについて、建設業法改正及び押印見直しに伴う国及び県における対応に合わせ、下記のとおり会津若松市元請・下請関係適正化指導要綱を一部改正いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 改正内容

- ・ 「技術者台帳」を「作業員名簿」に改めました（参考様式第3号）。
- ・ 「著しく短い工期の禁止」を加えました（第5）。
- ・ 施工体制台帳に「監理技術者補佐」に係る欄を追加しました（参考様式第2号）。
- ・ 様式中、押印を廃止しました（第1号様式、参考様式第5号）。
- ・ その他、建設業法改正に伴う条ずれの修正等、文言の修正を行いました。

2 適用日

令和4年4月1日以降に契約を締結する工事から適用します。

3 その他

改正後の要綱に係る様式については、下記に掲載しております。

- ・ 市ホームページ>入札情報>9 入札契約関係様式
 >規程様式／契約約款／その他書類